

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第14号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「コミュニティセンター所長」の次に「、保育所長、幼稚園長、こども園長」を加える。

第30条の2に次の1号を加える。

(5) 前金をもって支払うことにより経費の節減を図ることができる経費別表第1市長公室総合政策課の項中「企画係担当課長」を削り、

「

(現) 街づくり推進係長及び係員並びに総合政策課付係長 (現) 企画係長及び係員

」を「

(現) 街づくり推進係長及び係員並びに総合政策課付係長

」に改め、

同表総務部税務課の項中

「

(現) 市民税係長及び係員 (現) 土地係長及び係員 (現) 家屋係長及び係員

」を「

(現) 市民税係長及び係員 (現) 固定資産税係長及び係員

」に改め、

同表中

「

健康福祉部こども未来課	課長	健康福祉部こども未来課	(現) 保育係長及び係員 (現) 保育所長
-------------	----	-------------	--------------------------

」

健康福祉部こども支援課	課長	健康福祉部こども支援課	(現) 児童福祉係長及び係員 (現) 子育て支援係長及び係員
健康福祉部健康推進課	課長	健康福祉部健康推進課	(現) 地域医療推進係長及び係員 (現) 健康推進係長及び係員

を

「

健康福祉部健康・こども家庭局こども未来課	課長	健康福祉部健康・こども家庭局こども未来課	(現) 保育係長及び係員 (現) 幼稚園係長及び係員
保育所	保育所長	保育所	(現) 保育所職員
幼稚園	幼稚園長	幼稚園	(現) 幼稚園職員
こども園	こども園長	こども園	(現) こども園職員
健康福祉部健康・こども家庭局こども支援課	課長	健康福祉部健康・こども家庭局こども支援課	(現) 児童福祉係長及び係員 (現) 子育て支援係長及び係員
健康福祉部健康・こども家庭局健康推進課	課長	健康福祉部健康・こども家庭局健康推進課	(現) 地域医療推進係長及び係員 (現) 健康推進係長及び係員

に、同表教育委員会事務局まなび推進課の項中

「

教育委員会事務局まなび推進課	(現) 学務係長及び係員
----------------	--------------

	(現) 地域学習係長及び係員
市立幼稚園	(現) 幼稚園長

を

教育員会事務局まなび推進課	(現) 学務係長及び係員 (現) 地域学習係長及び係員
---------------	--------------------------------

に改める。

別表第2中

総合政策課 長	高原地域振興館及び天理 駅前広場の使用料の収納	(現) 街づくり推進係長及 び係員並びに総合政策 課付係長
総合政策課 企画係担当 課長	子育て世帯への臨時特別 給付金及び住民税非課税 世帯等に対する臨時特別 給付金の支給	(現) 企画係長及び係員

を

総合政策課 長	高原地域振興館及び天理 駅前広場の使用料の収納	(現) 街づくり推進係長及 び係員
------------	----------------------------	----------------------

に改め、同表税務課の項中

「 (現) 市民税係長及び係員 を (現) 市民税係長及び係員 に改め、

(現) 土地係長及び係員
(現) 家屋係長及び係員

(現) 固定資産税係長及び
係員

」

同表中

「

こども未来課長	保育所保育料及び一時保育負担金の収納	(現) 市立保育所長、こども園長
こども支援課長	児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の収納	(現) 児童福祉係長
	学童保育料の収納	
	療育教室利用者負担金の収納	(現) 子育て支援係長及び係員

」

を

「

こども未来課長	保育所及びこども園保育料、給食費、延長保育料、一時保育負担金及び預かり保育料の収納	(現) 保育係長及び係員
	預かり保育料の収納	(現) 幼稚園係長及び係員
保育所長	給食費の収納	(現) 保育所職員
幼稚園長	預かり保育料の収納	(現) 幼稚園職員
こども園長	給食費、一時保育負担金及び預かり保育料の収納	(現) こども園職員
こども支援課長	児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の収納	(現) 児童福祉係長

	療育教室利用者負担金の 収納	(現) 子育て支援係長及び 係員
--	-------------------	---------------------

に、

まなび推進 課長	預かり保育料の収納	(現) 幼稚園長並びに学務 係長及び係員
	学校給食費の収納	(現) 学務係長及び係員
まなび推進 課地域学習 係担当課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 地域学習係長及び係 員

を

まなび推進 課長	学校給食費の収納	(現) 学務係長及び係員
まなび推進 課地域学習 係担当課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 地域学習係長及び係 員
	学童保育料の収納	

に改める。

別表第3 負担金補助及び交付金の項及び扶助費の項中「の写し」を削る。

別表第4 資金前渡の項中「資金前渡内訳書」を「請求書」に改め、同表繰替
払及び過年度支出の項中「内訳書」を「内容のわかる書類」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。